

田原市特殊詐欺対策装置 購入費補助金

特殊詐欺被害防止のため、特殊詐欺対策電話機などの購入に対して補助金を交付します。

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、不特定多数の者から現金などをだましとる犯罪（オレオレ詐欺や還付金詐欺など）です。

補助対象者	田原市に住所のある方で、65歳以上の方のみで構成される世帯の方 (年齢は令和8年3月31日時点における満年齢)
補助対象装置	令和7年4月1日以降に購入したもので、以下に該当する装置 (1世帯につき1回限り) ①固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを<u>自動で相手に伝える</u>機能を有する機器 ※ワンプッシュ機能など手動によるものは、対象外となります。 ②固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を<u>自動で判別し</u>、着信を拒否又は通知する機能を有する機器 ※自分で迷惑電話番号に登録する機能のみの装置は、対象外となります。 ※発信番号表示サービスへの加入が必要です。 ※加入料、維持管理料は利用者負担となります。 ③上記の①又は②に記載の機能が内蔵されている固定電話機 (※固定電話機は、全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考にしてください。⇒ 優良防犯電話推奨品 で検索)
補助金額	装置の購入及び設置に要する費用の2分の1の額(1,000円未満の端数切捨て) 上限：7,000円
期限	装置購入後2か月以内又は令和8年3月31日(火)のいずれか早い日まで ※予算の状況により期限前に締め切る場合があります。

この電話は、振り込め詐欺被害
防止のため…自動録音されます



■お問合せ先■

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 総務部 総務課 地域行政係
電話：(0531) 23-3504 (直通)
FAX：(0531) 23-0180
E-mail：kotsubohan@city.tahara.aichi.jp



(市HP)

補助金交付に係る事務手順

1 販売店等で対象装置を購入

- ・補助対象装置に該当する機能があるか確認してください。
 - ・領収書等（その他支払いが確認できる書類）を受け取ってください。
- ※領収書等に以下の内容が記載されていることを確認してください
- ①申請者の氏名
 - ②領収日
 - ③領収金額（装置の購入単価がわかるもの）
 - ④購入相手方（販売店等の名称）
 - ⑤購入品名（「電話機代」等、装置を購入したことがわかるもの）

2 補助金交付申請

(1) 書類の作成

①補助金交付申請書（様式第1号）

- 添付資料・装置を購入した店舗等が発行した領収書等の写し
- ・購入した装置の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
 - ・申請者の自動車運転免許証、健康保険証等の写し

②補助金交付請求書（様式第3号）

- 添付書類 振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写し

(2) 書類の提出

装置購入後2か月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで
に総務課にご提出ください。

補助金申請に係る審査及び交付決定

※内容を審査し、問題がなければ市から補助金の交付決定通知を送付します。申請から通常2週間程度の期間を要します

補助金交付

※通常、交付決定からお支払まで1か月程度の期間を要します。